

対馬市職員措置請求書

対馬市長に関する措置請求の要旨

1、請求の要旨

対馬市長が、平成23年3月15日に、執行した、対馬市のゴミ収集運搬業務(全13地区)入札に於いて、今まで委託業務入札は、最低限度価格の設定はしていなかったが、本入札に限り、最低限度価格の設定というべき、最低水準価格を設定し、更に1地区を落札した者は、他の入札に参加できないものとする。という条件で全13地区の入札を執行した。この入札方式により入札の基本というべき公正、公平な入札を著しく阻害した以下3点についてその内容を説明する。

①点は、最低水準価格について、建設工事と違いゴミ収集運搬業務は委託業務であり、今日まで対馬市の委託業務入札では、昨年12月の「産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託」入札に於いても最低限度価格の設定はせず自由な競争入札が執行されたが、本件の入札に於いては、入札1ヶ月前の平成23年2月1日に【対馬市ごみ収集運搬業務委託入札実施要綱】を施行し、最低水準価格なる新基準をつくり、事前に関係業界等に説明をしている、実施要綱には、(落札者の決定)について第6条3項で【入札参加者が1者の場合は、予定価格の範囲内で、最低水準基礎価格以上の入札者を落札者とする。】と規定し1者でも良いとしており、不公平と知りながら、入札参加者を意図的に誘導している事は明らかである。この1業者による不公平な入札について、財部市長は、H20年に前市長が同ゴミ収集運搬業務入札執行予定の入札を突然中止させ、市長就任僅か15日程度で、予算の組替えの必要性があるにもかかわらず、2億3千700万円の予算を議会にも諮らずして専決処分し、合計金3億5千万円でゴミ収集運搬業務の入札執行をした。その後、同年12月定例議会で本件の入札に関する一般質問で、**1業者のみの入札のあり方について質されたら、次の様に答弁している。**

「これは私どもの行政側の手落ちだったと思いますが、入札執行通知書の中に、辞退を想定する中で、一社になった場合は、無効ですよというふうな、一文を入れておいたら、それは、入札として成立してないというふうに、後で報告を受けました。しかし私どもの不勉強により、また数社のうちすべての方々が辞退されるっていう正直いって想定を、想定外のことだったものですから、入札執行通知書にその一文を入れていないために今〇〇議員がおっしゃられるような疑義が生じてしまったということで、これについては、深くお詫びしなければいけないというふうに思っています。」事実を証する書面⑯より引用、反省を活かすならば、その一文を入札執行通知書に入れるべきではないのか、反省はおろか、1業者入札を推奨するが如き官製談合実施要綱である。しかも事前実施要綱等の説明を行っており、これを聞いた関係業者は、1企業でも落札出来ると確信をした事は歴然としている。これは対馬市長が主導の官製談合の何ものでもない。

②点は、入札執行通知書

14条・入札を希望しない場合には、参加しないことができる。

16条・1地区を落札した者は他の入札に参加できないものとする。

③対馬市ごみ収集運搬業務委託入札実施要綱

落札者の決定について、

6条3項・入札参加者が1者の場合は、予定価格の範囲内で最低水準基礎価格以上の入札者を落札者とする。この入札方法は、財部市政になって、初めて採用した方式で、日本全国でも初めてと思われる、官製談合システム以外のなにものでもない。

豊玉町以北、全7地区に対して7業者指名、1地区を落札した者は他の入札に参加できないものとする条件。これでわかるとおり、落札業者以外入札ができない官製談合の事実。

入札結果表⑦から⑬参照

建設工事に関する指名競争入札は、一般的に最低5業者とされているが、今回の入札方法は、全ての地区に全ての業者が指名されており、全者辞退であり、競争入札が執行された形跡はない。建設工事と同様に最低5業者程度残って入札をしなければ公平、公正なる入札執行は出来ないのは当然である。更にこの「1地区を落札した者は、他の入札に参加できないものとする。」入札方法が更に①点の、最低水準価格と連動して、官製談合を増幅させている実情にある。

以上①乃至③の説明でわかるように、これは官製談合以外の何ものでもない。対馬市長は、自ら、委託業務にはあってはならない最低水準価格の設定、1地区を落札した者は、他の入札に参加できないものとする入札方法及び「対馬市ごみ収集運搬業務委託入札実施要綱」により官製談合を誘導して、不当な入札執行を行い契約を締結して、対馬市民の血税を無駄にした。よって此処に、対馬市長に対して下記の根拠により「返済金額合計 58,222,200 円」の返還の措置を請求する。

①及び②に於ける官製談合を入札結果一覧表「事実を証する書面①～⑬」まで作成した「事実を証する書面⑭」より根拠となる返還金額を算出する。(予定価格は事前に公表済み)最低水準価格の設定がなければ前回同様に65,531,000円以上「事実を証する書面⑮」になるが、今回は、最低水準価格を元に算出した。

入札結果一覧表①は参加4業者であり返還金額0円。 入札結果一覧表②は参加4業者であり返還金額0円。 入札結果一覧表③は参加2業者であり返還金額0円。 入札結果一覧表④は返還金額4,707,800円。 入札結果一覧表⑤は返還金額7,303,500円。 入札結果一覧表⑥は返還金額6,993,600円。 入札結果一覧表⑦は返還金額3,588,900円。 入札結果一覧表⑧は返還金額3,867,200円。 入札結果一覧表⑨は返還金額1,866,300円。 入札結果一覧表⑩は返還金額4,705,800円。 入札結果一覧表⑪は返還金額4,680,300円。 入札結果一覧

表⑫は返還金額 9,744,500 円。 入札結果一覧表⑬は返還金額 10,764,300 円。

(返済金額①～⑬合計 58,222,200 円)

〔請求の要旨に添付された事実を証する書面〕

- 入札結果一覧表 ①
- 入札結果一覧表 ②
- 入札結果一覧表 ③
- 入札結果一覧表 ④
- 入札結果一覧表 ⑤
- 入札結果一覧表 ⑥
- 入札結果一覧表 ⑦
- 入札結果一覧表 ⑧
- 入札結果一覧表 ⑨
- 入札結果一覧表 ⑩
- 入札結果一覧表 ⑪
- 入札結果一覧表 ⑫
- 入札結果一覧表 ⑬
- H23年度入札結果一覧表(松村繁實作成) ⑭
- H20年度入札結果一覧表(松村繁實作成) ⑮
- 議会議事録 ⑯
- 対馬市ごみ収集運搬業務委託入札実施要綱 ⑰
- 入札執行通知書 ⑱

2. 請求者

住所長崎県対馬市峰町三根四五六番地五

職業 無職

氏名 松村 繁實 印

地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

平成24年1月17日

対馬市監査委員あて

H23年度対馬市ゴミ収集運搬業務入札結果一覧表

入札順番	地区	予定価格(A)	最低水準価格(B)	C=(A)-(B)	落札価格(D)	返還価格=(A)-(D)-C	備考
①	厳原第1地区	36,939,000	26,301,228	10,637,772	27,500,000	0	4業者参加返還金0
②	厳原第2地区	38,471,000	27,214,900	11,256,100	32,600,000	0	4業者参加返還金0
③	厳原第3地区	30,216,000	21,533,481	8,682,519	27,000,000	0	2業者参加返還金0
④	厳原第4地区	24,974,000	17,658,200	7,315,800	22,366,000	-4,707,800	1業者のみ参加
⑤	美津島第1地区	30,686,000	21,696,500	8,989,500	29,000,000	-7,303,500	1業者のみ参加
⑥	美津島第2地区	29,158,000	20,616,400	8,541,600	27,610,000	-6,993,600	1業者のみ参加
⑦	上対馬第1地区	14,725,000	10,411,100	4,313,900	14,000,000	-3,588,900	1業者のみ参加
⑧	上対馬第2地区	14,755,000	10,432,800	4,322,200	14,300,000	-3,867,200	1業者のみ参加
⑨	上対馬第3地区	15,535,000	10,983,700	4,551,300	12,850,000	-1,866,300	1業者のみ参加
⑩	上県第1地区	16,539,000	11,694,200	4,844,800	16,400,000	-4,705,800	1業者のみ参加
⑪	上県第2地区	16,406,000	11,599,700	4,806,300	16,280,000	-4,680,300	1業者のみ参加
⑫	峰地区	35,012,000	24,755,500	10,256,500	34,500,000	-9,744,500	1業者のみ参加
⑬	豊玉地区	38,116,000	26,905,700	11,210,300	37,670,000	-10,764,300	1業者のみ参加
合計		341,532,000	241,803,409	99,728,591	279,476,000	-58,222,200	

平成20年度入札結果合計金額(B)	平成23年度入札結果合計金額(A)	20年と23年比較(A)-(B)
213,945,000	279,476,000	65,531,000

H23年度入札結果一覧表(松村繁實作成) ⑭

平成20年度12月議会議事録より

金額で落札と。これには私は問題があるような気がします、そういう仕組みになっておるでしょうけども、その辺について1名の業者の入札を認めた、やむを得なかったのか。で、これは私は落札しておらない業者から見ればいろいろ意見もあろうと思うんですが、その辺は執行するうえにおいてこれでよかったのか、これをひとつ私は直接聞きたいと思うんですが。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 確かに、入札の結果報告書を見させていただいたときに、数日後に——出張中だったもんですから数日後に見させていただきましたが、そのときにある地区で1社だけ、ほかの人方がすべて辞退をされてたということで1社で入札が終了してるというのは事実でございます。

そういうなかで、どういう判断のもとでまずそれが競争性があるのかということになろうかと思えますけども、これは私どもの行政側の手落ちだったとは思いますが、入札執行通知書の中に、辞退を想定する中で、1社になった場合は無効ですよというふうな一文を入れておったら、それは入札として成立はしてないというふうに後で報告は受けました。

しかし、私どもの不勉強により、また、数社のうちすべての方々が辞退をされるっていう正直言って想定を、想定外のことだったもんですから、執行通知書にその一文を入れてないために今議員がおっしゃられるような疑義が生じてしまってるということで、これについては深くおわびしなければいけないというふうに思っております。

そういうことで、私どもが通知書の中に一文を入れてなかったために、逆に入札としては成立をするということが、一応実務提要等をひもといた中で出てきたわけでございます。